

消防法施行規則（抄）

（昭和36年4月1日自治省令第6号）

最終改正：平成27年5月29日総務省令第53号

第5条の2（避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階）

令第10条第1項第5号の総務省令で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階は、11階以上の階にあつては直径50センチメートル以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階（以下「普通階」という。）以外の階、十階以下の階にあつては直径1メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75センチメートル以上及び1・2メートル以上の開口部を2以上有する普通階以外の階とする。

② 前項の開口部は、次の各号（11階以上の階の開口部にあつては、第2号を除く。）に適合するものでなければならない。

- 1 床面から開口部の下端までの高さは、1・2メートル以内であること。
- 2 開口部は、道又は道に通ずる幅員1メートル以上の通路その他の空地に面したものであること。
- 3 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。
- 4 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

第31条の3（消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査）

法第17条の3の2の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から4日以内に消防長又は消防署長に別記様式第1号の2の3の届出書に次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。

- 1 当該設置に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書
 - 2 当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書
- ② 消防長又は消防署長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等が法第17条第1項の政令若しくはこれに基づく命令、同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（以下この条、第31条の4並びに第31条の5第2項第2号及び同条第3項において「設備等技術基準」という。）又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画（以下「設備

等設置維持計画」という。)に適合しているかどうかを検査しなければならない。

- ③ 前項の検査において、第31条の4第1項の認定を受け、同条第2項の規定による表示が付されている消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、当該認定に係る設備等技術基準に適合するものとみなす。
- ④ 消防長又は消防署長は、第2項の規定による検査をした場合において、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は設備等設置維持計画に適合していると認めるときは、当該防火対象物の関係者に対して別記様式第1号の2の3の2による検査済証を交付するものとする。
- ⑤ 第1項第2号の規定による消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等ごとに消防庁長官が定める。

第33条の2（消防設備士でなくても行える消防用設備等の整備の範囲）

令第36条の2第2項の総務省令で定める軽微な整備は、屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備のホース又はノズル、ヒューズ類、ネジ類等部品の交換、消火栓箱、ホース格納箱等の補修その他これらに類するものとする。

第33条の3（免状の種類に応ずる工事又は整備の種類）

法第17条の6第2項の規定により、甲種消防設備士が行うことができる工事又は整備の種類のうち、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備の種類は、次の表の上欄に掲げる指定区分に応じ、同表の下欄に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備とする。

指定区分	消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類
第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は屋外消火栓設備
第2類	泡消火設備
第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備又は消防機関へ通報する火災報知設備
第5類	金属製避難はしご、救助袋又は緩降機
特類	特殊消防用設備等

- ② 法第17条の6第2項の規定により、甲種消防設備士が行うことができる工事又は整備の種類のうち、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類は、消防庁長官が定める。
- ③ 法第17条の6第2項の規定により、乙種消防設備士が行うことができる整備の種類のうち、消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備の種類は、次の表の上欄に掲げる指定区分に応じ、同表の下欄に掲げる消防用設備等の整備とする。

指定区分	消防用設備等の種類
第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は屋外消火栓設備
第2類	泡消火設備
第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備又は消防機関へ通報する火災報知設備
第5類	金属製避難はしご、救助袋又は緩降機
第6類	消火器
第7類	漏電火災警報器

- ④ 法第17条の6第2項の規定により、乙種消防設備士が行うことができる整備の種類のうち、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の整備の種類は、消防庁長官が定める。

第31条の6（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

- ② 法第17条の3の3の規定による特殊消防用設備等の点検は、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに行うものとする。
- ③ 防火対象物の関係者は、前2項の規定により点検を行つた結果を、維持台帳（第31条の3第1項及び第33条の18の届出に係る書類の写し、第31条の3第4項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過1覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。
- 1 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16)の2)項及び(16)の3)項に掲げる防火対象物 **1年に1回**
 - 2 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項までに掲げる防火対象物 **3年に1回**
- ④ 法第17条の3の3の規定による点検の方法及び点検の結果についての報告書の様式は、消防庁長官が定める。
- ⑤ 法第17条の3の3の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は、消防庁長官が定める。

⑥ 法第17条の3の3に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第2項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第2項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

- 1 法第17条の6に規定する消防設備士
- 2 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士
- 3 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条並びに建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3及び第27条の8に規定する管工事施工管理技士
- 4 水道法（昭和32年法律第177号）第12条及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）第3条に規定する水道布設工事監督者の資格を有する者
- 5 建築基準法第12条第1項又は第3項に規定する国土交通大臣が定める資格を有する者
- 6 建築士法第2条第2項に規定する1級建築士又は同条第3項に規定する2級建築士
- 7 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について1年以上の実務の経験を有する者
- 8 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について2年以上の実務の経験を有する者
- 9 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について5年以上の実務の経験を有する者
- 10 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防庁長官が認める者

⑦ 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- 1 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。
- 2 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 3 法に違反し、罰金の刑に処せられたとき。
- 4 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。
- 5 資格、学歴、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。
- 6 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が

発行する免状の交付を受けなかつたとき。

第33条の17（講習）

消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に法第17条の10に規定する講習を受けなければならない。

- ② 前項の消防設備士は、同項の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に法第17条の10に規定する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。
- ③ 前2項に定めるもののほか、講習の科目、講習時間その他講習の実施に関し必要な細目は、消防庁長官が定める。

第33条の18（工事整備対象設備等着工届）

法第17条の14の規定による届出は、別記様式第1号の7の工事整備対象設備等着工届出書に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類の写しを添付して行わなければならない。

- 1 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書
- 2 特殊消防用設備等 当該特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、設備等設置維持計画、法第17条の2第3項の評価結果を記載した書面及び法第17条の2の2第2項の認定を受けた者であることを証する書類

第34条の3（検定対象機械器具等の範囲から除かれる泡消火薬剤）

令第37条第3号の総務省令で定める泡消火薬剤は、水溶性液体用泡消火薬剤とする。

第34条の4（検定対象機械器具等の範囲から除かれるガス漏れ火災警報設備）

令第37条第5号の総務省令で定めるガス漏れ火災警報設備は、次に掲げるものとする。

- 1 液化石油ガスを検知対象とするもの
- 2 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第60号）第41条第4項ただし書に規定するもの
- 3 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第10条第12号並びに一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第12条第18号及び第78条第1項第9号の5に規定するもの
- 4 ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和45年通商産業省令第98号）第9条第2項に規定するもの